

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成24年2月13日
【四半期会計期間】	第90期第3四半期（自平成23年10月1日至平成23年12月31日）
【会社名】	株式会社千葉興業銀行
【英訳名】	The Chiba Kogyo Bank, Ltd.
【代表者の役職氏名】	取締役頭取 青柳 俊一
【本店の所在の場所】	千葉県美浜区幸町2丁目1番2号
【電話番号】	千葉（043）243局2111番（代表）
【事務連絡者氏名】	常務執行役員経営企画部長 田中 宏
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区日本橋堀留町2丁目3番3号 堀留中央ビル5階 株式会社千葉興業銀行 東京事務所
【電話番号】	東京（03）5695局1511番（代表）
【事務連絡者氏名】	東京事務所長 鈴木 和弘
【縦覧に供する場所】	株式会社千葉興業銀行 東京支店 （東京都中央区日本橋堀留町2丁目3番3号 堀留中央ビル5階） 株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

		平成22年度 第3四半期 連結累計期間 (自平成22年 4月1日 至平成22年 12月31日)	平成23年度 第3四半期 連結累計期間 (自平成23年 4月1日 至平成23年 12月31日)	平成22年度 (自平成22年 4月1日 至平成23年 3月31日)
経常収益	百万円	38,544	38,899	52,424
経常利益	百万円	4,903	8,146	6,736
四半期純利益	百万円	5,490	6,655	
当期純利益	百万円			7,436
四半期包括利益	百万円	3,106	2,967	
包括利益	百万円			4,223
純資産額	百万円	126,437	129,102	127,554
総資産額	百万円	2,250,872	2,312,901	2,256,208
1株当たり四半期純利益 金額	円	108.36	131.35	
1株当たり当期純利益 金額	円			118.76
潜在株式調整後1株当 り四半期純利益金額	円	47.80	57.94	
潜在株式調整後1株当 り当期純利益金額	円			60.21
自己資本比率	%	5.55	5.51	5.59

		平成22年度 第3四半期 連結会計期間 (自平成22年 10月1日 至平成22年 12月31日)	平成23年度 第3四半期 連結会計期間 (自平成23年 10月1日 至平成23年 12月31日)
1株当たり四半期純利益 金額	円	26.53	49.84

(注) 1. 当行及び連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、一部の連結子会社を除き税抜方式によっており
ます。

2. 第3四半期連結累計期間に係る1株当たり情報の算定上の基礎は、「第4 経理の状況」中、「1 四半期連
結財務諸表」の「1株当たり情報」に記載しております。

3. 自己資本比率は、(期末純資産の部合計 - 期末新株予約権 - 期末少数株主持分)を期末資産の部の合計で除
して算出しております。

4. 平成22年度第3四半期連結累計期間の四半期包括利益の算定に当たり、「包括利益の表示に関する会計基
準」(企業会計基準第25号 平成22年6月30日)を適用し、遡及処理しております。

2【事業の内容】

当第3四半期連結累計期間において、当行グループ(当行及び当行の関係会社)が営む事業の内容については、重
要な変更はありません。また、主要な関係会社についても、異動はありません。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当第3四半期連結累計期間において、新たな事業等のリスクの発生、または、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについての重要な変更はありません。

2【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

3【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 業績の状況

当第3四半期連結累計期間（平成23年4月1日～平成23年12月31日）の国内経済は、東日本大震災による供給面の制限が解消する中で企業活動や個人消費等に回復の動きが見られました。一方、海外経済の減速や歴史的な円高による生産や輸出の伸び悩み、株安の進行、デフレの影響等、国内景気下振れリスクが存在し、先行きは不透明な状況です。当行グループが営業基盤とする千葉県経済につきましても鉱工業生産指数等が、ほぼ震災前の水準に持ち直すなどの動きも見られるようになりましたが、国内経済同様、厳しい状況で推移しています。

このような経営環境のなか、当行は平成23 - 24年度新中期経営ビジョン『ちば興銀“変革・成長”戦略』の戦略施策を積極的に展開し、経営体質・財務体質の強化に取り組んでまいりました。

その結果、当第3四半期連結累計期間の当行グループの経営成績は、次のようになりました。

業容面につきましては、預金残高は、『<60周年記念定期預金>ハッピーコレクト』等がご好評いただき、個人預金を中心に増加し、前第3四半期連結会計期間末比691億円増加して2兆1,165億円となりました。貸出金残高は、中小企業新規貸出、お取引先とのリレーション強化による資金ニーズ対応、住宅ローン増強に向けた営業活動を積極的に展開した結果、前第3四半期連結会計期間末比469億円増加して1兆5,948億円となりました。有価証券残高は、前第3四半期連結会計期間末比45億円減少して5,171億円となりました。

損益面につきましては、貸出金利息の減少を主要因に資金運用収益が減少した一方で、役務取引等収益の増加、償却債権取立益の計上等を要因に、経常収益は前第3四半期連結累計期間比3億55百万円増加して388億99百万円となりました。経常費用は、預金利息の減少等による資金調達費用の減少や信用コストの減少によるその他経常費用の減少等により、前第3四半期連結累計期間比28億87百万円減少して307億53百万円となりました。この結果、経常利益は前第3四半期連結累計期間比32億42百万円増加して81億46百万円となり、四半期純利益は前第3四半期連結累計期間比11億64百万円増加して66億55百万円となりました。

セグメント情報ごとの業績の状況につきましては、銀行業の経常収益は前第3四半期連結累計期間比3億95百万円増加して325億56百万円、セグメント利益は前第3四半期連結累計期間比24億29百万円増加して74億58百万円となりました。リース業の経常収益は前第3四半期連結累計期間比69百万円増加して59億35百万円、セグメント利益は前第3四半期連結累計期間比3億31百万円増加して2億53百万円となりました。また、その他の事業の経常収益は前第3四半期連結累計期間比68百万円減少して33億84百万円、セグメント利益は前第3四半期連結累計期間比3億45百万円増加して6億77百万円となりました。

国内業務部門・国際業務部門別収支

当第3四半期連結累計期間の資金運用収支は、国内業務部門で234億円、国際業務部門で3億円となり、内部取引による相殺消去後の合計で236億円となりました。

役務取引等収支は、国内業務部門で37億円、国内業務部門で0.5億円となり、内部取引による相殺消去後の合計で36億円となりました。

その他業務収支は、国内業務部門で3億円、国際業務部門で5億円となり、合計で9億円となりました。

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	相殺消去額()	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
資金運用収支	前第3四半期連結累計期間	23,215	429	101	23,543
	当第3四半期連結累計期間	23,478	309	101	23,687
うち資金運用収益	前第3四半期連結累計期間	25,240	482	243	25,479
	当第3四半期連結累計期間	24,849	348	222	24,975
うち資金調達費用	前第3四半期連結累計期間	2,025	53	142	1,936
	当第3四半期連結累計期間	1,370	38	121	1,287
役務取引等収支	前第3四半期連結累計期間	3,599	23	49	3,526
	当第3四半期連結累計期間	3,788	50	55	3,682
うち役務取引等収益	前第3四半期連結累計期間	6,148	78	840	5,386
	当第3四半期連結累計期間	6,384	75	818	5,640
うち役務取引等費用	前第3四半期連結累計期間	2,548	102	791	1,859
	当第3四半期連結累計期間	2,596	126	763	1,958
その他業務収支	前第3四半期連結累計期間	210	687	-	898
	当第3四半期連結累計期間	336	591	-	927
うちその他業務収益	前第3四半期連結累計期間	695	952	-	1,647
	当第3四半期連結累計期間	772	601	-	1,374
うちその他業務費用	前第3四半期連結累計期間	484	265	-	749
	当第3四半期連結累計期間	436	10	-	447

(注) 1. 国内業務部門は当行及び連結子会社の円建取引、国際業務部門は当行の外貨建取引であります。ただし、円建対非居住者取引等は国際業務部門に含めております。

2. 相殺消去については、当行と連結子会社及び連結子会社間の内部取引を相殺消去しております。また資金運用収益及び資金調達費用の相殺消去額には、国内業務部門と国際業務部門の間の資金貸借の利息を含めております。

国内業務部門・国際業務部門別役務取引の状況

当第3四半期連結累計期間の役務取引等収益は、国内業務部門で63億円、国際業務部門で0.7億円となり、内部取引による相殺消去後の合計で56億円となりました。

一方、役務取引等費用は、国内業務部門で25億円、国際業務部門で1億円となり、内部取引による相殺消去後の合計で19億円となりました。

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	相殺消去額()	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
役務取引等収益	前第3四半期連結累計期間	6,148	78	840	5,386
	当第3四半期連結累計期間	6,384	75	818	5,640
うち預金・貸出業務	前第3四半期連結累計期間	704	-	1	702
	当第3四半期連結累計期間	723	-	1	721
うち為替業務	前第3四半期連結累計期間	1,320	74	2	1,393
	当第3四半期連結累計期間	1,280	68	2	1,347
うち証券関連業務	前第3四半期連結累計期間	144	-	-	144
	当第3四半期連結累計期間	206	-	-	206
うち代理業務	前第3四半期連結累計期間	481	-	-	481
	当第3四半期連結累計期間	659	-	-	659
うち保護預り・貸金庫業務	前第3四半期連結累計期間	173	-	0	173
	当第3四半期連結累計期間	177	-	0	177
うち保証業務	前第3四半期連結累計期間	1,287	2	791	499
	当第3四半期連結累計期間	1,266	5	763	508
役務取引等費用	前第3四半期連結累計期間	2,548	102	791	1,859
	当第3四半期連結累計期間	2,596	126	763	1,958
うち為替業務	前第3四半期連結累計期間	262	14	-	276
	当第3四半期連結累計期間	259	10	-	269

(注) 1. 国内業務部門は当行及び連結子会社の円建取引、国際業務部門は当行の外貨建取引であります。ただし、円建対非居住者取引等は国際業務部門に含めております。

2. 相殺消去については、当行と連結子会社及び連結子会社間の内部取引を相殺消去しております。

国内業務部門・国際業務部門別預金残高の状況
預金の種類別残高（未残）

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	相殺消去額()	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
預金合計	前第3四半期連結会計期間	2,044,655	9,272	6,499	2,047,428
	当第3四半期連結会計期間	2,114,383	9,750	7,534	2,116,599
うち流動性預金	前第3四半期連結会計期間	1,020,283	-	2,199	1,018,084
	当第3四半期連結会計期間	1,087,856	-	3,134	1,084,722
うち定期性預金	前第3四半期連結会計期間	1,017,710	-	4,300	1,013,410
	当第3四半期連結会計期間	1,020,811	-	4,400	1,016,411
うちその他	前第3四半期連結会計期間	6,661	9,272	-	15,933
	当第3四半期連結会計期間	5,715	9,750	-	15,466
譲渡性預金	前第3四半期連結会計期間	7,520	-	-	7,520
	当第3四半期連結会計期間	6,450	-	-	6,450
総合計	前第3四半期連結会計期間	2,052,175	9,272	6,499	2,054,948
	当第3四半期連結会計期間	2,120,833	9,750	7,534	2,123,049

(注) 1. 国内業務部門は当行及び連結子会社の円建取引、国際業務部門は当行の外貨建取引であります。ただし、円建対非居住者取引等は国際業務部門に含めております。

2. 預金の区分は次のとおりであります。

流動性預金 = 当座預金 + 普通預金 + 貯蓄預金 + 通知預金

定期性預金 = 定期預金 + 定期積金

3. 相殺消去については、当行と連結子会社の内部取引を相殺消去しております。

貸出金残高の状況
業種別貸出状況(残高・構成比)

業種別	前第3四半期連結会計期間		当第3四半期連結会計期間	
	貸出金残高(百万円)	構成比(%)	貸出金残高(百万円)	構成比(%)
国内(除く特別国際金融取引勘定分)	1,547,839	100.00	1,594,832	100.00
製造業	168,106	10.86	169,000	10.60
農業, 林業	3,966	0.26	3,981	0.25
漁業	74	0.01	69	0.00
鉱業, 採石業, 砂利採取業	2,747	0.18	2,987	0.19
建設業	87,038	5.62	85,675	5.37
電気・ガス・熱供給・水道業	7,625	0.49	7,413	0.46
情報通信業	4,860	0.31	5,193	0.33
運輸業, 郵便業	56,202	3.63	62,950	3.95
卸売業, 小売業	185,416	11.98	186,148	11.67
金融業, 保険業	58,117	3.75	55,631	3.49
不動産業, 物品賃貸業	299,746	19.37	327,502	20.53
各種サービス業	170,356	11.01	166,827	10.46
地方公共団体	27,730	1.79	32,313	2.03
その他	475,849	30.74	489,137	30.67
特別国際金融取引勘定分	-	-	-	-
政府等	-	-	-	-
金融機関	-	-	-	-
その他	-	-	-	-
合計	1,547,839		1,594,832	

- (注) 1. 「国内」とは、当行及び連結子会社であります。
2. 当行と連結子会社との間の内部取引は相殺消去しております。

(2) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第3四半期連結累計期間において、当行グループが対処すべき課題について重要な変更はありません。

(3) 研究開発活動

該当事項はありません。

(4) 主要な設備

当第3四半期連結累計期間において取得した設備は、次のとおりであります。

銀行業

	会社名	店舗名その他	所在地	設備の内容	敷地面積 (m^2)	建物延面積 (m^2)	取得年月
当行		成田支店	千葉県 成田市	店舗	271	594	平成23年12月

(注) 上記は既存店舗が賃借していた店舗土地・建物を取得したものであります。

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	138,750,000
第一種優先株式	1,250,000
第二種優先株式	5,000,000
第三種優先株式	35,000,000
計	180,000,000

【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成23年12月31日)	提出日現在発行数(株) (平成24年2月13日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	50,722,045	同左	東京証券取引所 (市場第一部)	(注)1
第一回第一種優先株式 (行使価額修正条項付新 株予約権付社債券等)	1,250,000	同左	-	(注)2、5
第二回第二種優先株式	5,000,000	同左	-	(注)3、5
第三回第三種優先株式 (行使価額修正条項付新 株予約権付社債券等)	17,150,000	同左	-	(注)4、5
計	74,122,045	同左		

(注)1. 完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当行における標準となる株式であります。また、単元株式数は100株であります。

(注)2. 第一回第一種優先株式については、当行普通株式の終値の平均値に基づき取得価額を算出していることから、株価の下落により、取得請求権の行使により交付される普通株式数が増加する場合があります。取得価額は、取得価額修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当行の普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値により算出され、毎年9月18日に有効な取得価額を下回る場合に修正されます。但し、取得価額の下限は1,000円であります。(下記「6. 取得請求権」参照)なお、提出日現在の取得価額は下限取得価額である1,000円であるため確定しております。

下記「3. 第一種の優先株式の消却」に記載のとおり、当行はいつでも第一種の優先株式を買い入れ、これを株主に配当すべき利益をもって当該買入価額により消却することができる旨定めております。また、下記「7. 金銭を対価とする取得条項」に記載のとおり、法令上可能な範囲内で第一種の優先株式の全部または一部を取得することができる旨定めております。

当該優先株式の権利の行使に関する事項、及び当行の株券の売買に関する事項について、当該優先株式所有者との間において特段の取決めはありません。

提出日現在第一回第一種優先株式の取得及び普通株式の交付はありません。

第一回第一種優先株式の内容は次のとおりであります。

1. 優先配当金

(1) 優先配当金

毎年3月31日現在の第一種の優先株式の株主(以下第一種の優先株主という)に対し、普通株式の株主(以下普通株主という)に先立ち第一種の優先株式1株につき100円の優先配当金を支払う。ただし、当該3月31日に終了する事業年度において優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。また、平成11年9月30日を基準日とする優先中間配当金については支払わず、平成12年3月31日を基準日とする優先配当金については、1株につき53円82銭を支払う。

(2) 非累積条項

ある事業年度において、第一種の優先株主に対して、優先配当金の全部または一部を支払わないとき

は、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

(3) 非参加条項

第一種の優先株主に対しては、優先配当金を超えて配当は行わない。

(4) 優先中間配当金

中間配当を行うときは、毎年9月30日現在の第一種の優先株主に対し、普通株主に先立ち第一種の優先株式1株につき50円の優先中間配当を支払う。

2. 残余財産の分配

当行は、残余財産を分配するときは、第一種の優先株主に対し、普通株主に先立ち、第一種の優先株式1株につき4,000円を支払う。第一種の優先株主に対しては、前記の4,000円のほか、残余財産の分配は行わない。

3. 第一種の優先株式の消却

当行はいつでも第一種の優先株式を買い入れ、これを株主に配当すべき利益をもって当該買入価額により消却することができる。

4. 議決権

第一種の優先株主は、法令に別段の定めがある場合を除くほか、株主総会において議決権を有しない。ただし、優先配当金を受ける旨の議案が定時株主総会に提出されなかったときは当該定時株主総会より、優先配当金を受ける旨の議案が定時株主総会において否決されたときは当該定時株主総会終結の時より、優先配当金を受ける旨の決議がある時までは議決権を有するものとする。

5. 第一種の優先株式の併合または分割、株式の割当てを受ける権利等

当行は、法令に別段の定めがある場合を除くほか、第一種の優先株式については株式の併合または分割を行わない。また、第一種の優先株主には、募集株式の割当てを受ける権利、新株予約権付社債の割当てを受ける権利または分離して譲渡することができる新株予約権および社債の割当てを受ける権利を与えない。

6. 取得請求権

第一種の優先株主は、下記(1)に定める取得を請求することができる期間中、当行に対して、自己の有する第一種の優先株式を取得することを請求することができる。かかる取得の請求があった場合、当行は、第一種の優先株主が取得の請求をした第一種の優先株式を取得するのと引換えに、下記(2)に定める財産を当該第一種の優先株主に対して交付するものとする。

(1) 第一種の優先株主の取得を請求することができる期間

平成12年9月18日から平成26年9月16日までとする。ただし、当行株主総会において権利を行使すべき株主を確定するための基準日を定めたときは、その翌日から当該基準日の対象となる株主総会の日までの期間を除く。

(2) 取得と引換えに交付すべき財産

当行は、第一種の優先株式の取得と引換えに、第一種の優先株主が取得の請求をした第一種の優先株式数に第一種の優先株式1株当たりの払込金額相当額（ただし、第一種の優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される）を乗じた額を下記(3)ないし下記(5)に定める取得価額で除した数の普通株式を交付する。なお、第一種の優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式の数に1株に満たない端数があるときは、会社法第167条第3項に従ってこれを取扱う。

(3) 当初取得価額

当初取得価額は、平成12年9月18日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所の当行の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む）の平均値（終値のない日数は除く）とし、その計算は円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。ただし、当初取得価額の下限は、1,000円とする。

(4) 取得価額の修正

取得価額は、平成13年9月18日から平成25年9月18日までの毎年9月18日（以下それぞれ取得価額修正日という）における時価が当該取得価額修正日に有効な取得価額を下回る場合には、取得価額は、当該取得価額修正日以降時価に修正されるものとする。

ただし、当該時価が1,000円（以下下限取得価額という）を下回るときは、下限取得価額に修正されるものとする。

この場合に使用する時価は、当該取得価額修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当行の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む）の平均値（終値のない日数は除く）とし、その計算は円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

(5) 取得価額の調整

イ. 第一種の優先株式の発行後、次の各号のいずれかに該当する場合には、取得価額（下限取得価額を含む）を次に定める算式（以下取得価額調整式という）により調整する（以下調整後の取得価額を調整後取得価額という）。取得価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新規発行普通株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{新規発行普通株式数}}$$

- ()取得価額調整式に使用する1株当たり時価(本(5)八.(i)に定義する。以下本(5)において同じ)を下回る払込金額をもって普通株式を発行または自己株式である普通株式を処分する場合(無償割当ての場合を含む)(ただし、当行の普通株式の交付を請求できる取得請求権付株式もしくは新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。以下本(5)において同じ)、その他の証券(以下取得請求権付株式等という)、または当行の普通株式の交付と引換えに当行が取得することができる取得条項付株式もしくは取得条項付新株予約権、その他の証券(以下取得条項付株式等という)が取得または行使され、これに対して普通株式が交付される場合を除く)
- 調整後取得価額は、払込期日(払込期間が定められた場合は当該払込期間の末日とする。以下同じ)(無償割当ての場合はその効力発生日)の翌日以降、または株主に募集株式の割当てを受ける権利を与えるためもしくは無償割当てのための基準日がある場合はその日の翌日以降、これを適用する。
- ()株式の分割をする場合
調整後取得価額は、株式の分割のための基準日に分割により増加する普通株式数(基準日における当行の自己株式である普通株式について増加する普通株式数を除く)が交付されたものとみなして取得価額調整式を適用して算出し、その基準日の翌日以降、これを適用する。
- ()取得価額調整式に使用する1株当たり時価を下回る価額(本(5)二.に定義する意味を有する。以下本()および本(5)八.()において同じ)をもって当行の普通株式の交付を請求できる取得請求権付株式等を発行する場合(無償割当ての場合を含む)
調整後取得価額は、当該取得請求権付株式等の払込期日(新株予約権の場合は割当日)(無償割当ての場合はその効力発生日)に、または株主に取得請求権付株式等の割当てを受ける権利を与えるためもしくは無償割当てのための基準日がある場合はその日に、当該取得請求権付株式等の全部が当初の条件で取得または行使されて普通株式が交付されたものとみなして取得価額調整式を適用して算出し、その払込期日(新株予約権の場合は割当日)(無償割当ての場合はその効力発生日)の翌日以降、またはその基準日の翌日以降、これを適用する。
- 上記にかかわらず、上記の普通株式が交付されたものとみなされる日において価額が確定しておらず、後日一定の日(以下価額決定日という)に価額が決定される取得請求権付株式等を発行した場合において、決定された価額が取得価額調整式に使用する1株当たり時価を下回る場合には、調整後取得価額は、当該価額決定日に残存する取得請求権付株式等の全部が価額決定日に確定した条件で取得または行使されて普通株式が交付されたものとみなして取得価額調整式を適用して算出し、当該価額決定日の翌日以降これを適用する。
- ロ. 本(5)イ.(i)ないし()に掲げる場合のほか、株式の併合、合併、会社分割、株式交換または株式移転等により、取得価額(下限取得価額を含む)の調整を必要とする場合は、取締役会が適当と判断する取得価額(下限取得価額を含む)に変更される。
- 八.
- ()取得価額調整式に使用する「1株当たり時価」は、調整後取得価額を適用する日(以下調整日という)に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当行の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む)の平均値(終値のない日数を除く)に相当する金額(円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する)とする。
- ()取得価額調整式に使用する「調整前取得価額」は、調整日の前日において有効な取得価額とする。
- ()取得価額調整式に使用する「既発行普通株式数」は、基準日がある場合はその日(本(5)イ.(i)ないし()に基づき当該基準日において交付されたものとみなされる普通株式数は含まない)の、基準日がない場合は調整日の1ヶ月前の日の、当行の発行済普通株式数(自己株式である普通株式数を除く)に当該取得価額の調整の前に本(5)イ.およびロ.に基づき「交付普通株式数」とみなされた普通株式であって未だ交付されていない普通株式数を加えたものとする。
- ()取得価額調整式に使用する「1株当たりの払込金額」とは、本(5)イ.(i)の場合には、当該払込金額(無償割当ての場合は0円)(金銭以外の財産による払込の場合には適正な評価額)、本(5)イ.()の場合には0円、本(5)イ.()の場合には価額とする。
- 二. 本(5)イ.()および本(5)八.()において「価額」とは、取得請求権付株式等または取得条項付株式等の発行に際して払込みがなされた額(新株予約権の場合には、その行使に際して出資される財産の価額を加えた額とする。)から、その取得または行使に際して当該取得請求権付株式等または取得条項付株式等の所持人に交付される普通株式以外の財産の価額を控除した金額を、その取得または行使に際して交付される普通株式数で除した金額をいう。
- ホ. 本(5)イ.(i)ないし()において、当該各行為に係る基準日が定められ、かつ当該各行為が当該基準日以降に開催される当行の株主総会における一定の事項に関する承認決議を停止条件としている場

合には、本(5)イ.(i)ないし()の規定にかかわらず、調整後取得価額は、当該承認決議をした株主総会の終結の日の翌日以降にこれを適用する。

へ. 取得価額調整式により算出された調整後取得価額と調整前取得価額との差額が1円未満にとどまる
ときは、取得価額の調整は、これを行わない。ただし、その後取得価額調整式による取得価額の調整を
必要とする事由が発生し、取得価額を算出する場合には、取得価額調整式中の調整前取得価額に代え
て調整前取得価額からこの差額を差し引いた額を使用する。

7. 金銭を対価とする取得条項

(1) 当行は、平成22年9月18日以降、取締役会が別に定める日（以下取得日という）が到来したときは、法令
上可能な範囲で、第一種の優先株式の全部または一部を取得することができる。ただし、取締役会は、金融
庁の事前承認を得ている場合に限り、取得日を定めることができる。この場合、当行は、かかる優先株式を
取得するのと引換えに、下記(2)に定める財産を第一種の優先株主に対して交付するものとする。なお、第
一種の優先株式の一部を取得するときは、按分比例の方法による、取得日の決定後も上記6.に定める取得
請求権の行使は妨げられないものとする。

(2) 当行は、第一種の優先株式の取得と引換えに、第一種の優先株式1株につき、第一種の優先株式1株当た
りの払込金額相当額（ただし、第一種の優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合または
これに類する事由があった場合には、適切に調整される）に経過優先配当金相当額（取得日において、取
得日の属する事業年度の初日（同日を含む）から取得日（同日を含む）までの日数に100円を乗じた金額
を365で除して得られる額（円位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する）をいう。た
だし、取得日の属する事業年度において優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする）
を加えた額の金銭を交付する。

8. 一斉取得

当行は、平成26年9月16日までに当行に取得されていない第一種の優先株式の全てを、平成26年9月17日
（以下一斉取得日という）をもって取得する。この場合、当行は、かかる第一種の優先株式を取得するのと引
換えに、各第一種の優先株主に対し、その有する第一種の優先株式数に第一種の優先株式1株当たりの払込
金相当額（ただし、第一種の優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する
事由があった場合には、適切に調整される）を乗じた額を一斉取得価額で除した数の普通株式を交付するも
のとする。上記「一斉取得価額」は、一斉取得日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所
における当行の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む）の平均値（終値のない日数を除く）に相
当する金額（円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する）とする。

ただし、かかる計算の結果、一斉取得価額が1,000円を下回るときは、一斉取得価額は1,000円とする。第一種
の優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式の数に1株に満たない端数がある場合には、会社法第234
条に従ってこれを取扱う。

9. 取得請求または一斉取得により発生する単元未満株式の買取り

第一種の優先株式の取得請求または一斉取得により単元未満株式が発生する場合、当行は、会社法に定め
る単元未満株式の買取請求がなされたものとしてこれを買取る。

(注) 3. 第二回第二種優先株式の内容は次のとおりであります。

1. 優先配当金

(1) 優先配当金の額

毎年3月31日現在の本優先株式の株主（以下「本優先株主」という。）に対し、普通株式に先立ち本優
先株式1株につき104円の優先配当金を支払う。ただし、平成12年8月15日から平成13年3月31日までの
229日間に対する優先配当金については、本優先株式1株につき65円25銭を支払う。

(2) 非累積条項

ある営業年度において、本優先株主に対して、優先配当金の全部または一部を支払わないときは、その不
足額は翌営業年度以降に累積しない。

(3) 非参加条項

本優先株主に対しては、優先配当金を超えて配当は行わない。

(4) 優先中間配当金の額

中間配当を行うときは、毎年9月30日現在の本優先株主に対し、普通株主に先立ち本優先株式1株につ
き52円の優先中間配当金を支払う。ただし、平成12年度においては中間配当は行わず、優先配当金のみの支
払とする。

2. 残余財産の分配

当行は、残余財産を分配するときは、本優先株主に対し、普通株主に先立ち、本優先株式1株につき4,000円
を支払う。本優先株主に対しては、前記の4,000円のほか、残余財産の分配は行わない。

3. 優先株式の消却

(1) 当行はいつでも本優先株式を買い入れ、これを株主に配当すべき利益をもって当該買入価額により消却
することができる。

(2) 当行は、平成19年3月31日以降いつでも、本優先株式1株につき4,000円で本優先株式の全部または一部を償還することができる。一部償還の場合は、抽選その他の方法により行う。

4. 議決権

本優先株主は、法令に別段の定めがある場合を除くほか、株主総会において議決権を有しない。

5. 株式の併合または分割、新株引受権等

当行は、法令に別段の定めがある場合を除くほか、本優先株式については株式の併合または分割を行わない、また本優先株主には新株の引受権または転換社債もしくは新株引受権付社債の引受権を与えない。

6. 普通株式への転換

本優先株主は、普通株式への転換請求権を有しない、また、普通株式への一斉転換も行われぬ。

(注) 4. 第三回第三種優先株式については、当行普通株式の終値の平均値に基づき転換価額を算出していることから、株価の下落により、転換により発行すべき普通株式数が増加する場合があります。転換価額は、転換価額修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当行の普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値により算出され、毎年9月30日に修正されます。但し、転換価額の下限は1,014円であります。(下記「7. 普通株式への転換」参照) また、下記「4. 本優先株式の消却」に記載のとおり、当行はいつでも本優先株式を買い入れ、これを株主に配当すべき利益をもって当該買入価額により消却することができる旨定めております。

当該優先株式の権利の行使に関する事項、及び当行の株券の売買に関する事項について、当該優先株式所有者との間において特段の取決めはありません。

提出日現在第三回第三種優先株式の普通株式への転換はありません。

第三回第三種優先株式の内容は次のとおりであります。

1. 優先配当金

(1) 優先配当金の額

毎年3月31日現在の本優先株式の株主(以下「本優先株主」という。)に対し、普通株主に先立ち本優先株式1株につき45円15銭の優先配当金を支払う。ただし、平成12年9月30日から平成13年3月31日までの183日間に対する優先配当金については、本優先株式1株につき22円64銭を支払う。

(2) 非累積条項

ある営業年度において、本優先株主に対して、優先配当金の全部または一部を支払わないときは、その不足額は翌営業年度以降に累積しない。

(3) 非参加条項

本優先株主に対しては、優先配当金を超えて配当は行わない。

(4) 優先中間配当金の額

中間配当を行うときは、毎年9月30日現在の本優先株主に対し、普通株主に先立ち本優先株式1株につき22円57銭の優先中間配当金を支払う。ただし、平成12年度においては、中間配当は行わず、優先配当金のみの支払とする。

2. 残余財産の分配

当行は、残余財産を分配するときは、本優先株主に対し、普通株主に先立ち、本優先株式1株につき3,500円を支払う。本優先株主に対しては、前記の3,500円のほか、残余財産の分配は行わない。

3. 優先順位

本優先株式の優先配当金、優先中間配当金および残余財産の支払順位は、当行の発行する各種の優先株式と同順位とする。

4. 本優先株式の消却

当行はいつでも本優先株式を買い入れ、これを株主に配当すべき利益をもって当該買入価額により消却することができる。

5. 議決権

本優先株主は、法令に別段の定めがある場合を除くほか、株主総会において議決権を有しない。

6. 株式の併合または分割、新株引受権等

当行は、法令に別段の定めがある場合を除くほか、本優先株式については株式の併合または分割を行わない、また本優先株主には新株の引受権または転換社債もしくは新株引受権付社債の引受権を与えない。

7. 普通株式への転換

(1) 転換を請求し得べき期間

平成14年9月30日から平成26年3月30日までとする。

ただし、当行株主総会において権利を行使すべき株主を確定するための一定の日(以下「基準日」という。)を定めたときは、その翌日から当該基準日の対象となる株主総会終結の日までの期間を除く。

(2) 転換の条件

本優先株式は下記の転換の条件で、当行の額面普通株式（以下「普通株式」という。）に転換することができる。

イ．当初転換価額

当初転換価額は、平成14年9月30日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当行の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数は除く。）とし、その計算は円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。ただし、当初転換価額の下限は1,014円（以下「下限転換価額」という。）とする。

なお、上記45取引日の間に下記八．に定める転換価額の調整事由が生じた場合には、上記の時価は八．に準じて調整される。

ロ．転換価額の修正

転換価額は、平成15年9月30日から平成25年9月30日までの毎年9月30日（以下それぞれ「転換価額修正日」という。）における当該転換価額修正日現在における時価に修正される。ただし、当該時価が下限転換価額を下回る場合は、修正後転換価額は下限転換価額とする。

この場合に使用する時価は、当該転換価額修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当行の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数は除く。）とし、その計算は円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

なお、上記45取引日の間に下記八．に定める転換価額の調整事由が生じた場合には、上記の時価は八．に準じて調整される。

ハ．転換価額の調整

(イ) 本優先株式発行後、次の各号のいずれかに該当する場合には、転換価額（下限転換価額を含む。）を次に定める算式（以下「転換価額調整式」という。）により調整する。ただし、転換価額調整式により計算される転換価額が普通株式の額面金額の2倍の額を下回る場合には、普通株式の額面金額の2倍の額をもって調整後転換価額とする。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新規発行普通株式数} \times 1 \text{株当り払込金額}}{1 \text{株当り時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{新規発行普通株式数}}$$

転換価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

a．転換価額調整式に使用する時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行する場合

調整後の転換価額は、払込日の翌日以降、または募集のための株主割当日がある場合はその翌日以降これを適用する。

b．株式の分割により普通株式を発行する場合

調整後の転換価額は、株式の分割のための株主割当日がある場合はその翌日以降、また株式の分割のための株主割当日がない場合は商法第220条にて準用する商法第215条第1項に規定された一定の期間満了の日の翌日以降これを適用する。ただし、配当可能利益から資本に組入れられることを条件としてその部分をもって株式の分割により普通株式を発行する旨取締役会で決議する場合で、当該配当可能利益の資本組入の決議をする株主総会の終結の日以前の日を株式の分割のための株主割当日とする場合には、調整後の転換価額は、当該配当可能利益の資本組入の決議をした株主総会の終結の日の翌日以降これを適用する。

c．転換価額調整式に使用する時価を下回る価額をもって当行の普通株式に転換または新株引受権を行使できる証券を発行する場合

調整後の転換価額は、その証券の発行日に、または募集のための株主割当日がある場合はその日の終わりに、発行される証券の全額が転換またはすべての新株引受権が行使されたものとみなし、その発行日の翌日以降またはその割当日の翌日以降これを適用する。

d．普通株式に転換または新株引受権を行使できる証券であって、転換価額または新株引受権の行使価額が発行日に決定されておらず後日一定の日（以下「価額決定日」という。）の時価を基準として決定されるものとされている証券を発行した場合において、決定された転換価額または行使価額が転換価額調整式に使用する時価を下回る場合

調整後の転換価額は、当該価額決定日に残存する証券の全額が転換またはすべての新株引受権が行使されたものとみなし、当該価額決定日の翌日以降これを適用する。

(ロ) 上記八．(イ)に掲げる場合のほか、合併、資本の減少または普通株式の併合等により転換価額（下限転換価額を含む。）の調整を必要とする場合には、当行取締役会が適当と判断する転換価額に変更される。

- (ハ) 転換価額調整式に使用する1株当たり時価は、調整後転換価額を適用する日(ただし、上記八.(イ) b.ただし書きの場合には株主割当日)に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当行の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数は除く。)とし、その計算は円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。なお、上記45取引日の間に、上記八.(イ)または(ロ)に定める転換価額の調整事由が生じた場合には、調整後転換価額は、上記八.(イ)または(ロ)に準じて調整される。
- (ニ) 転換価額調整式に使用する調整前転換価額は、調整後転換価額を適用する前日において有効な転換価額とし、また、転換価額調整式で使用する既発行普通株式数は、株主割当日がある場合はその株主割当日の、また株主割当日がない場合は次に定める日における当行の発行済普通株式数とする。
- a. 株式の分割を行う場合は、商法第220条にて準用する商法第215条第1項に規定された一定の期間満了の日
- b. その他の場合には、調整後転換価額を適用する日の1ヶ月前の日
- (ホ) 転換価額調整式に使用する1株当たりの払込金額とは、上記八.(イ) a.の時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行する場合には、当該払込金額(金銭以外の財産による払込の場合には適正な評価額)、上記八.(イ) b.の株式分割により普通株式を発行する場合は0円、上記八.(イ) c.の時価を下回る価額をもって普通株式に転換または新株引受権を行使できる証券を発行する場合には、当該転換価額または新株引受権の行使価額、上記八.(イ) d.の決定された転換価額または行使価額が転換価額調整式の時価を下回る場合には、当該転換価額または新株引受権の行使価額をそれぞれいうものとする。
- (ヘ) 転換価額調整式により算出された調整後転換価額と調整前転換価額との差額が1円未満にとどまるときは、転換価額の調整はこれを行わない。ただし、その後転換価額の調整を必要とする事由が発生し、転換価額を算出する場合には、転換価額調整式中の調整前転換価額に代えて調整前転換価額からこの差額を差し引いた額を使用する。
- 二. 転換により発行すべき普通株式数
- 本優先株式の転換により発行すべき普通株式数は、次のとおりとする。
- $$\text{転換により発行すべき普通株式数} = \frac{\text{本優先株主が転換請求のために提出した本優先株式の発行価額総額}}{\text{転換価額}}$$
- 転換により発行すべき普通株式数の算出に当たって1株未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。
- ホ. 転換により発行する株式の内容
- 株式会社千葉興業銀行額面普通株式(現在1株の額面金額500円)
- ヘ. 転換請求受付場所
- みずほ信託銀行株式会社
- ト. 転換の効力発生
- 転換の効力は、転換請求に要する書類及び本優先株式の株券が上記ヘ.に記載する転換請求受付場所に到達したときに発生する。ただし、本優先株式の株券が発行されていないときは、株券の提出を要しない。
- チ. 普通株式への一斉転換
- 転換を請求し得べき期間中に転換請求のなかった本優先株式は、平成26年3月31日(以下「一斉転換日」という。)をもって、本優先株式1株の払込金相当額をそのときの普通株式の時価で除して得られる数の普通株式となる。この場合に使用する時価は、一斉転換日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当行の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。)とし、その計算は円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。
- ただし、当該時価が普通株式の額面金額または下限転換価額のいずれか高い金額を下回るときは、本優先株式1株の払込金相当額を当該いずれか高い金額で除して得られる数の普通株式となる。
- 上記の普通株式数の算出に当たって1株に満たない端数が生じたときは、商法に定める株式併合の場合に準じてこれを取扱う。
- リ. 期中転換または一斉転換があった場合の取扱
- 本優先株式の転換により発行された普通株式に対する最初の利益配当金または中間配当金は、転換の請求または一斉転換が4月1日から9月30日までになされたときは4月1日に、10月1日から翌年3月31日までになされたときは10月1日に、それぞれ転換があったものとみなしてこれを支払う。

又、転換により発生する単位未満株式の買取

本優先株式の転換により単位未満株式が発生する場合、当行は、商法に定める単位未満株式の買取請求がなされたものとしてこれを買取る。

(注) 5 . 第一回第一種優先株式、第二回第二種優先株式及び第三回第三種優先株式については、単元株式数は100株であります。また、会社法第322条第2項に規定する定款の定めはありません。なお、剰余金の配当及び残余財産の分配について普通株式に優先すること等の株式の内容との関係から、法令に別段の定めがある場合を除くほか、株主総会において議決権を有しないとしております。

上記(注) 4 . の文中の「額面普通株式」は「普通株式」、「普通株式の額面金額」は「500円」、「商法」は「旧商法」であります。

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

第一回第一種優先株式

該当事項はありません。

第三回第三種優先株式

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数 (千株)	発行済株式総数残高 (千株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増減額 (千円)	資本準備金残高 (千円)
平成23年10月1日～ 平成23年12月31日	-	74,122	-	57,941,893	-	32,792,980

(6) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第3四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(7) 【議決権の状況】

当第3四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（平成23年9月30日）に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

平成23年12月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	第一回第一種優先株式 1,250,000 第二回第二種優先株式 5,000,000 第三回第三種優先株式 17,150,000		前記「1 株式等の状況」の「(1) 株式の総数等」に記載しております。
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 53,600		前記「1 株式等の状況」の「(1) 株式の総数等」に記載しております。
完全議決権株式(その他)	普通株式 50,522,000	505,220	同上
単元未満株式	普通株式 146,445		同上
発行済株式総数	74,122,045		
総株主の議決権		505,220	

【自己株式等】

平成23年12月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
株式会社千葉興業銀行	千葉県美浜区幸町 2 - 1 - 2	53,600	-	53,600	0.07
計		53,600	-	53,600	0.07

2 【役員の状況】

(1) 新任役員

該当事項はありません。

(2) 退任役員

該当事項はありません。

(3) 役職の異動

該当事項はありません。

第4【経理の状況】

1. 当行の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）に準拠しております。
2. 当行は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3四半期連結会計期間（自平成23年10月1日 至平成23年12月31日）及び第3四半期連結累計期間（自平成23年4月1日 至平成23年12月31日）に係る四半期連結財務諸表について、新日本有限責任監査法人の四半期レビューを受けております。

1【四半期連結財務諸表】
(1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成23年12月31日)
資産の部		
現金預け金	78,201	34,092
コールローン及び買入手形	-	55,000
買入金銭債権	11,811	11,021
商品有価証券	152	156
有価証券	² 503,890	² 517,175
貸出金	¹ 1,561,427	¹ 1,594,832
外国為替	5,666	2,945
その他資産	32,358	37,432
有形固定資産	19,244	18,898
無形固定資産	2,272	2,341
繰延税金資産	24,274	24,285
支払承諾見返	32,049	29,207
貸倒引当金	15,141	14,487
資産の部合計	2,256,208	2,312,901
負債の部		
預金	2,049,534	2,116,599
譲渡性預金	6,780	6,450
借入金	15,025	12,729
外国為替	31	4
その他負債	19,506	12,892
退職給付引当金	5,166	5,503
役員退職慰労引当金	114	131
睡眠預金払戻損失引当金	445	280
支払承諾	32,049	29,207
負債の部合計	2,128,653	2,183,799
純資産の部		
資本金	57,941	57,941
資本剰余金	32,792	32,792
利益剰余金	35,088	40,324
自己株式	63	64
株主資本合計	125,759	130,994
その他有価証券評価差額金	386	3,489
その他の包括利益累計額合計	386	3,489
少数株主持分	1,408	1,596
純資産の部合計	127,554	129,102
負債及び純資産の部合計	2,256,208	2,312,901

(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第3四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年12月31日)
経常収益	38,544	38,899
資金運用収益	25,479	24,975
(うち貸出金利息)	21,106	20,430
(うち有価証券利息配当金)	4,144	4,278
役務取引等収益	5,386	5,640
その他業務収益	1,647	1,374
その他経常収益	6,030	¹ 6,909
経常費用	33,641	30,753
資金調達費用	1,936	1,287
(うち預金利息)	1,685	1,096
役務取引等費用	1,859	1,958
その他業務費用	749	447
営業経費	19,442	19,202
その他経常費用	² 9,652	² 7,857
経常利益	4,903	8,146
特別利益	1,482	2
固定資産処分益	-	2
償却債権取立益	1,482	-
特別損失	13	42
固定資産処分損	12	37
減損損失	1	5
税金等調整前四半期純利益	6,373	8,106
法人税、住民税及び事業税	218	448
法人税等調整額	605	837
法人税等合計	823	1,286
少数株主損益調整前四半期純利益	5,549	6,820
少数株主利益	58	165
四半期純利益	5,490	6,655

【四半期連結包括利益計算書】
 【第3四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年12月31日)
少数株主損益調整前四半期純利益	5,549	6,820
その他の包括利益	2,442	3,852
その他有価証券評価差額金	2,442	3,852
四半期包括利益	3,106	2,967
親会社株主に係る四半期包括利益	3,047	2,778
少数株主に係る四半期包括利益	59	188

【追加情報】

当第3四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年12月31日)
<p>(会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準)</p> <p>第1四半期連結会計期間の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正から、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号平成21年12月4日)及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第24号平成21年12月4日)を適用しております。</p> <p>なお、「金融商品会計に関する実務指針」(日本公認会計士協会会計制度委員会報告第14号)に基づき、当第3四半期連結累計期間の「償却債権取立益」は、「その他経常収益」に計上しておりますが、前第3四半期連結累計期間については遡及処理を行っておりません。</p> <p>(法人税率の変更等による影響)</p> <p>「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律」(平成23年法律第114号)及び「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」(平成23年法律第117号)が平成23年12月2日に公布され、平成24年4月1日以後に開始する連結会計年度から法人税率の引下げ及び復興特別法人税の課税が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の40.3%から、平成24年4月1日に開始する連結会計年度から平成26年4月1日に開始する連結会計年度に解消が見込まれる一時差異については37.7%に、平成27年4月1日に開始する連結会計年度以降に解消が見込まれる一時差異については35.3%となります。この税率変更により、繰延税金資産は1,835百万円減少し、法人税等調整額は1,638百万円増加しております。</p>

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成23年12月31日)																
<p>1. 貸出金のうち、リスク管理債権は以下のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">破綻先債権額</td> <td style="text-align: right;">1,254百万円</td> </tr> <tr> <td>延滞債権額</td> <td style="text-align: right;">39,781百万円</td> </tr> <tr> <td>3ヵ月以上延滞債権額</td> <td style="text-align: right;">181百万円</td> </tr> <tr> <td>貸出条件緩和債権額</td> <td style="text-align: right;">4,543百万円</td> </tr> </table> <p>なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>2. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する保証債務の額は24,931百万円であります。</p>	破綻先債権額	1,254百万円	延滞債権額	39,781百万円	3ヵ月以上延滞債権額	181百万円	貸出条件緩和債権額	4,543百万円	<p>1. 貸出金のうち、リスク管理債権は以下のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">破綻先債権額</td> <td style="text-align: right;">1,503百万円</td> </tr> <tr> <td>延滞債権額</td> <td style="text-align: right;">45,262百万円</td> </tr> <tr> <td>3ヵ月以上延滞債権額</td> <td style="text-align: right;">25百万円</td> </tr> <tr> <td>貸出条件緩和債権額</td> <td style="text-align: right;">4,233百万円</td> </tr> </table> <p>なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>2. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する保証債務の額は27,945百万円であります。</p>	破綻先債権額	1,503百万円	延滞債権額	45,262百万円	3ヵ月以上延滞債権額	25百万円	貸出条件緩和債権額	4,233百万円
破綻先債権額	1,254百万円																
延滞債権額	39,781百万円																
3ヵ月以上延滞債権額	181百万円																
貸出条件緩和債権額	4,543百万円																
破綻先債権額	1,503百万円																
延滞債権額	45,262百万円																
3ヵ月以上延滞債権額	25百万円																
貸出条件緩和債権額	4,233百万円																

(四半期連結損益計算書関係)

前第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年12月31日)
<p>2. その他経常費用には、貸出金償却1,994百万円、貸倒引当金繰入額1,648百万円及び株式等償却491百万円を含んでおります。</p>	<p>1. その他経常収益には、償却債権取立益818百万円を含んでおります。</p> <p>2. その他経常費用には、貸出金償却624百万円、貸倒引当金繰入額831百万円及び株式等償却80百万円を含んでおります。</p>

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第3四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第3四半期連結累計期間に係る減価償却費(無形固定資産に係る償却費を含む。)は、次のとおりであります。

前第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)		当第3四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年12月31日)	
減価償却費	1,434百万円	減価償却費	1,457百万円

(株主資本等関係)

前第3四半期連結累計期間(自平成22年4月1日至平成22年12月31日)

配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配 当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成22年6月29日 定時株主総会	第一回第一種 優先株式	125	100	平成22年3月31日	平成22年6月30日	利益剰余金
	第二回第二種 優先株式	520	104	平成22年3月31日	平成22年6月30日	利益剰余金
	第三回第三種 優先株式	774	45.15	平成22年3月31日	平成22年6月30日	利益剰余金

当第3四半期連結累計期間(自平成23年4月1日至平成23年12月31日)

配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配 当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成23年6月29日 定時株主総会	第一回第一種 優先株式	125	100	平成23年3月31日	平成23年6月30日	利益剰余金
	第二回第二種 優先株式	520	104	平成23年3月31日	平成23年6月30日	利益剰余金
	第三回第三種 優先株式	774	45.15	平成23年3月31日	平成23年6月30日	利益剰余金

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第3四半期連結累計期間(自平成22年4月1日至平成22年12月31日)

1. 報告セグメントごとの経常収益及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

	報告セグメント			その他	合計	調整額	四半期連結損益計算書計上額
	銀行業	リース業	計				
経常収益							
外部顧客に対する 経常収益	31,913	5,505	37,419	1,125	38,544	-	38,544
セグメント間の内 部経常収益	247	359	607	2,326	2,934	2,934	-
計	32,161	5,865	38,026	3,452	41,479	2,934	38,544
セグメント利益又は 損失()	5,028	78	4,950	331	5,281	378	4,903

(注) 1. 一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

2. 「その他」の区分は報告セグメントに含まれていない事業セグメントであり、信用保証業務、クレジットカード業務、一般貸金業務、事務代行業務、コンピュータシステムの開発・販売・保守管理業務を含んでおります。

3. 調整額は、主にセグメント間取引消去であります。

4. セグメント利益又は損失()は、四半期連結損益計算書の経常利益と調整を行っております。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

(固定資産に係る重要な減損損失)

記載すべき重要な事項はありません。

(のれんの金額の重要な変動)

該当事項はありません。

(重要な負ののれん発生益)

該当事項はありません。

当第3四半期連結累計期間(自平成23年4月1日至平成23年12月31日)

1. 報告セグメントごとの経常収益及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

	報告セグメント			その他	合計	調整額	四半期連結損益計算書計上額
	銀行業	リース業	計				
経常収益							
外部顧客に対する経常収益	32,328	5,544	37,872	1,027	38,899	-	38,899
セグメント間の内部経常収益	228	391	619	2,356	2,976	2,976	-
計	32,556	5,935	38,492	3,384	41,876	2,976	38,899
セグメント利益	7,458	253	7,711	677	8,388	242	8,146

(注) 1. 一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

2. 「その他」の区分は報告セグメントに含まれていない事業セグメントであり、信用保証業務、クレジットカード業務、一般貸金業務、事務代行業務、コンピュータシステムの開発・販売・保守管理業務を含んでおります。

3. 調整額は、主にセグメント間取引消去であります。

4. セグメント利益は、四半期連結損益計算書の経常利益と調整を行っております。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

(固定資産に係る重要な減損損失)

記載すべき重要な事項はありません。

(のれんの金額の重要な変動)

該当事項はありません。

(重要な負ののれん発生益)

該当事項はありません。

(有価証券関係)

前連結会計年度

1. 満期保有目的の債券(平成23年3月31日現在)

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
国債	6,980	7,315	335
地方債	-	-	-
短期社債	-	-	-
社債	24,931	25,032	100
その他	3,000	2,181	818
合計	34,911	34,529	382

2. その他有価証券(平成23年3月31日現在)

	取得原価(百万円)	連結貸借対照表計上額 (百万円)	差額(百万円)
株式	14,280	14,738	457
債券	374,138	378,945	4,806
国債	197,753	199,850	2,097
地方債	44,481	45,226	744
短期社債	-	-	-
社債	131,903	133,868	1,964
その他	78,251	72,944	5,307
合計	466,671	466,627	43

当第3四半期連結会計期間

企業集団の事業の運営において重要なものであり、前連結会計年度の末日に比して著しい変動が認められるものは、次のとおりであります。

1. 満期保有目的の債券(平成23年12月31日現在)

	四半期連結貸借対照表 計上額(百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
国債	6,984	7,268	283
地方債	-	-	-
短期社債	-	-	-
社債	27,945	28,077	132
その他	3,000	2,099	901
合計	37,929	37,444	485

2. その他有価証券（平成23年12月31日現在）

	取得原価（百万円）	四半期連結貸借対照表 計上額（百万円）	差額（百万円）
株式	13,277	13,101	175
債券	391,569	395,951	4,381
国債	207,738	208,760	1,022
地方債	47,055	48,586	1,531
短期社債	-	-	-
社債	136,776	138,604	1,827
その他	76,921	67,970	8,950
合計	481,768	477,023	4,745

（注）その他有価証券のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって四半期連結貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当第3四半期連結累計期間の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。

当第3四半期連結累計期間における減損処理額は、80百万円（株式80百万円）であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、以下のとおりです。

時価が取得原価に比べて50%以上下落した場合

時価が取得原価に比べて30%以上50%未満下落、且つ過去1年間の平均時価が40%以上下落した状態にある場合

（追加情報）

変動利付国債の時価については、昨今の市場環境を踏まえた検討の結果、引き続き市場価格を時価とみなせない状態にあると判断したものは、当四半期連結会計期間末においては、合理的に算定された価額をもって四半期連結貸借対照表計上額としております。これにより、市場価格をもって四半期連結貸借対照表計上額とした場合に比べ、「有価証券」は374百万円増加、「その他有価証券評価差額金」は374百万円増加しております。

変動利付国債の合理的に算定された価額は、国債の利回り等から見積もった将来キャッシュ・フローを同利回りに基づく割引率を用いて割り引くことにより算定しており、国債の利回り及び同利回りのボラティリティが主な価格決定変数であります。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎並びに潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、次のとおりであります。

		前第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年12月31日)
(1) 1株当たり四半期純利益金額	円	108.36	131.35
(算定上の基礎)			
四半期純利益	百万円	5,490	6,655
普通株主に帰属しない金額	百万円	-	-
普通株式に係る四半期純利益	百万円	5,490	6,655
普通株式の期中平均株式数	千株	50,669	50,668
(2) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額			
	円	47.80	57.94
(算定上の基礎)			
四半期純利益調整額	百万円	-	-
普通株式増加数	千株	64,196	64,196
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要		-	-

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2【その他】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成24年2月10日

株式会社 千葉興業銀行
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 菅原 和信 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 藤井 義博 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社千葉興業銀行の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（平成23年10月1日から平成23年12月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成23年4月1日から平成23年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社千葉興業銀行及び連結子会社の平成23年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行が別途保管しております。
 2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。